長崎県大瀬戸町西泊海岸のボタ山撤去等に関する質問主意書

提出者 赤嶺

政賢

長崎県大瀬戸町西泊海岸のボタ山撤去等に関する質問主意書

私が、 平成十六年十一月二十六日に提出した「長崎県対馬・壱岐・五島列島の漂着ゴミ処理対策並びに長

崎県大瀬戸町松島海岸地区のボタ山の撤去に関する質問主意書」(以下、 「質問主意書」という。)に対し

て、 平成十六年十二月七日、 内閣総理大臣小泉純一郎名下答弁書(以下、 「答弁書」という。)を受領し

た。

「答弁書」では、 私の「質問主意書」の大瀬戸町西泊海岸のボタ撤去に関する部分に関しては、依然とし

て疑念は晴れずその後の調査で疑義が深まった。

以下質問する。

本年一月十九日に、 国は、 長崎県、 大瀬戸町当局者、 町会議員とともに現地視察を行なっているが、 西

泊海岸のボタ山の状況についてどのような認識を持ったのか伺いたい。

また、 国はこの問題の解決にむけて積極的な対応をとるべきであり、 必要な対策を緊急に講ずべきでは

ないのか。

大瀬戸町の西泊海岸のボタ流出等により陸上化した部分について、二〇〇四年十二月定例会に、 渕瀬栄

_

り、 れ、 地籍図上に当該埋立地の区域のみを表示し、 子議員の質問に対して、 されている」と答え、さらに「民法二百三十九条二項では無主の不動産は国庫の所有に帰属すとなってお ましては公有水面埋立法に基づく免許を受けたものではなく、 これまで当該地の所有権を申し出る者がなかったことから国有地と判断することが妥当と考えてい 一筆調査時に所有権の帰属主体を確認することができないことから、 濱田町長は、 「松島西泊地区は昭和五十七年の国土調査を実施し、 地番のないいわゆる白地として法務局の地籍図にも記載がな 自然流出によるボタが堆積して埋め立てら 地籍簿には記載しないものの、 当該地につき

政 府の見解とは異なっているが、これについてどのように考えるのか。 る」と答弁している。

 \equiv 局と打ち合わせをしております。 い下げ申請を行なうことをずっと協議をいたしまして、その経過の中で平成十二年十二月二日に長崎財務 濱田町1 法務局とも話し合い」をし、 長は、 「平成八年ごろからあの土地について大瀬戸町として活用したい」ということもあって、 「平成十一年十一月九日に、公有財産廃止を知事宛に申請して国からの払 財務局の打ち合わせでは土地の払い下げは国としては問題ない」 「 町 の

将来計画を立ててから申請してほしい。

単価については土地評価額、

町の購入単価を参考にしたいと財務

局から聞いている」と答弁している。

陸上化した部分については、 土地としての登記はされておらず、 所有権も明確でないということである

が、 濱田 町長の答弁によれば、 当時、 長崎財務局は、 事実上の土地、 いわゆる白地ということを認め、 か

つ国有地としての認識を持っていたということではないのか。

兀 大瀬戸町と長崎財務局の話し合いの経過をみれば、 土地として登記されていないとはいえ、 長崎財務局

は、 事実上国有地であるとの認識で町当局と協議していたことは明白である。

国がボタでつくられた土地を国の所有であると認めていたということであり、

ボタ山撤去

についての主たる責任は国が負うべきではないのか。

このことは、

土地の所有がどこであれ、 ボタ山 の流出による被害は、 国のエネルギー政策、 すなわち石炭産業

政策の負の遺産であり、このことからも国の責任は明白である。 見解を求めたい。

五 陸上化した部分は、 土地としては登記されていないということだが、登記簿上登記されていないとはい

え土地、 いわゆる白地ではないのか。 仮に土地でないとすれば何なのか、 海岸ということなのか、 その認

定はどこの省庁が行なうのか。